

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきました。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や耐震化の遅れなど大きな課題に直面しています。現に、昨年6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にあります。

また、国の方針による簡易水道事業の上水道事業への統合は、これまでの簡易水道事業への国庫補助が適用されなくなるとともに、経営基盤の脆弱な簡易水道事業の統合による水道事業経営に及ぼす影響は大きなものがあるところです。

そこで国におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道事業の戦略的な基盤強化のため、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理を行うための国庫補助所要額を確保すること。また、統合した旧簡易水道施設の整備について、引き続き国庫補助の対象となるよう措置すること。
- 2 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道事業の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めるとともに、地方の実情に配慮した広域連携の推進や資産管理の推進、さらに官民連携の推進等具体的な措置を講じるなど、水道事業の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年（2019）3月20日

出 雲 市 議 会